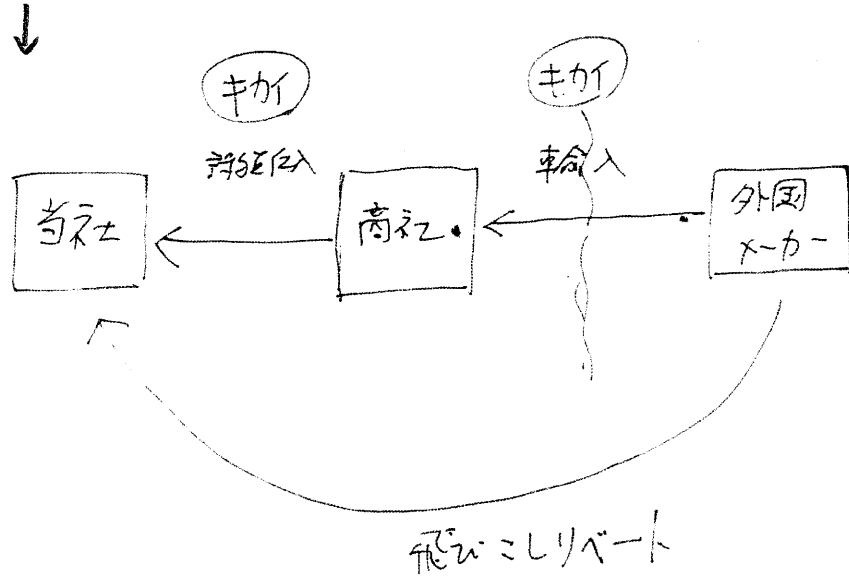


11-3 輸入物品に係る飛越しレポート

(問)
 商社を経由して外国から機械を輸入している(引取りに係る納税義務者は商社である。)場合において、外国のメーカーから当社に対して直接レポートが支払われることがあるが、この場合の取扱いはどうか。

(答)
 外国のメーカーから受け取る飛越しレポートについては、その金額に消費税額を含んでいないことが明らかであるから、法第32条《仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用はない。



11-4 輸入物品について海外の購入先から受ける割戻し

(問)
 輸入した商品について、後日、海外の購入先から当該商品の取引に係る割戻しの送金を受けたが、この割戻額は消費税法上どのように取り扱われるか。
 なお、当該割戻しは、契約書等により明らかにされていたものではなく、輸入後に決定し、支払の通知を受けたもので、輸入通関時の課税標準からは控除されない(関税定率法基本通達4-2の2)。
 また、既に納付した関税額については、この割戻しにより修正を行うことはない。

(答)
 照会の割戻しは、輸入した商品の支払対価の返還に該当するが、これによって引取り時の課税標準が修正されるものではない。
 したがって、この割戻しによって引取りに係る消費税額を調整する必要もないことから、消費税の課税関係は生じないことになる。

< 今回のケース >

